

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費
(平成26年度12月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 9,933百万円

1. 社会保障施策の充実(5,046百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・ ども も育 て	児童措置費	9,404	1,651	9	417	7,327
	子ども・子育て支援新制度移行促進費	20,024	1,195	16,896	786	1,147
	児童虐待防止対策費	24	4		15	5
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	68,420			644	67,776
	国民健康保険助成費	50,031			2,034	47,997
	特定疾患対策費	8,470	4,208		677	3,585
	介護保険地域支援事業交付金	1,723			43	1,680
	診療報酬の充実	12,163	4,154	3	16	7,990
	地域医療総合確保事業費	1,243	829		414	0
合計	171,502	12,041	16,908	5,046	137,507	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「特定疾患対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(4,887百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。

※ 12月補正予算において、社会保障施策の充実分として、「地域医療総合確保事業費」を追加。